

## 再保険の今日的課題

永 吉 基 治

### 目 次

- (1) はじめに
- (2) 再保険の特質
  - 1. 再保険の思想と目的
  - 2. 再保険と保有の課題
  - 3. リスクの集積と保有
- (3) 再保険の方式
  - 1. 再保険の形態上の変遷
  - 2. 再保険の形態と機能
- (4) 再保険の今日的課題
  - 1. 巨大リスクと未知のリスクへの対応
  - 2. わが国の再保険の課題
- (5) 結 び

### (1) はじめに

今日、保険事業とりわけ損害保険の分野においては経営の安定性を求める上で、再保険は不可欠な機能となっている。その最大の理由は各種の保険環境の変化が考えられる。とりわけ経済と技術の発展は巨大リスクや新しい未知のリスクを生み出した。環境汚染、原子力危険、都市の集積危険などいざれも近代社会を支えている高度な科学技術の副産物である。一方で、市民の権利意識の高揚により新しく「責任リスク」の問題が重視されるようになった。すなわち、製造物責任、会社役員の賠償責任、知的所有

権に関する賠償責任など、その特徴は巨大危険で、少なからず新しく未知の危険を内包している点にある。

ところで、この再保険についてはまず国内保険市場において消化がはかられるが、リスクの巨額化や多様化により海外再保険取引が必要となる。つまり、今日の損害保険事業は元受による海外進出はもとより、再保険取引により海外市场と深く密接に結びついているのである。それはまた、保険損害を「危険の分散」と「危険の平均化」により広く国際的に分担することを意味する。

また、再保険はその取引の過程で元受保険者の有するリスク情報やアンダーライティングのノウハウが再保険者の手中に集められることになる。それ故に、再保険者は、自己の行う全保険分野にわたりその集積された知識や技術を適用することができる。元受保険者と再保険者との間で再保険取引が行われるのは、相互の信頼関係はもとより元受保険者の有するアンダーライティング能力への信頼性の高さによるところが大きい。その意味において、とくに巨大リスクや未知のリスクに関して締結される再保険契約はその根底において保険経営上、企業損益を共有する言わば運命共同体を形成するのである。

再保険はその原理においては、「保険の保険」に他ならないが専門家としての保険者が相互に経営政策的意図を持って行うものであり、その技術も高度である。本稿ではその基本的特質に着目しつつ、今日の再保険の内包する諸問題について考察した。

## (2) 再保険の特質

### 1. 再保険の思想と目的

再保険は端的に言えば、「保険の保険」<sup>(1)</sup>と言うことが出来る。それは保険者が自己の引き受けたリスクの一部をさらに他の保険者に転嫁する経済制度である。その意味で、これは危険の転嫁 (transfer of risk) 策の一種に他ならない。すなわち、再保険は他の経営体が自己のリスクを保険者に付保するというリスクマネジメント活動を保険者もまた、これを独自の専門的立場から行う経営管理活動の一種であると言いうことが出来る。

ところで、保険はその成立基盤として大数の法則に依存しているが、それが十分に機能するためには多数の同質危険を集めることが必要とされる。ところが、元受保険のみではその契約獲得は実際上不可能に近く再保険引受を通じてはじめて多数の同質危険を集積することが可能となるのである。この再保険の引受は、一般的には国際再保険取引の一環として組織的に広範にかつ継続的に行われるため、契約により自動的に引受が行われたりまた取引上、自らも出再することになるのである。つまりこれらの保険活動を通じて危険の分散 (spread of risks) が行われるのである。また、保険契約の中に巨額の物件が存在し保険事故が発生した場合、保険経営が脅かされることになる。そのためにも再保険により危険の平準化をはかる必要がある。この危険の平準化を通して、また危険の分散が行われるのである。

この再保険の過程は、現在の経済関係では必ずしも元受保険者と再保険者という二者間のみで完結するものではない。むしろ再保険者は元受保険者から引き受けた危険の一部のみを自社の保有規定によって保有し、残余

をさらに他の保険者に出再しリスクを転嫁することが多い。この過程が言わゆる再々保険 (retrocession) とよばれるものであり、一つのリスクを消化するのに国境を越え多数の保険者が再々保険取引に参加することによってはじめて完結する場合も珍しくない。むしろこの傾向は経済社会の高度化に伴い、1リスクの巨大化がすすむにつれて必然的に増加すると言える。

ところで、再保険取引は保険者相互間の取引であって保険加入者は通常、無関係な立場にある。F.G.Crane は保険加入者は通常、自分たちのリスクがいくつかの保険会社に分散されているとは気が付かないし、またそのことに留意する必要は全くないと論じている。<sup>(2)</sup>なぜなら、再保険はその引受けられたリスクに関しては被保険者に対して影響を与えないからである。すなわち、当該リスクに関する元受保険者および再保険者、再々保険者はそれぞれ付保されているリスクの全損害額について責任を負うからである。

具体的には保険事故が発生した場合、受再保険者は出再保険者に対して再保険金を支払うことになるが、その金額は一般的には元受保険金額に対する受再額の割合によって出再保険者から支払い請求を受けることになる。この再保険の回収を通じて被保険者のリスクは保全されるのである。

また、F.G.Crane は再保険は 3 つの異なった目的を有していると述べている。それは引受け能力 (Capacity) の拡大であり、さらに壊滅的損害から自らを守るための手段であり、保険経営の安定性を確保する方策であるという。<sup>(3)</sup>すなわち、再保険を通して保険者は本来自己の持つキャパシティーに加えて付加的能力を獲得する。これによって保険者は自己の本来のキャパシティー以上の巨大危険の引き受けが可能となる。また再保険がなければ、自己の適正な保有限度額を上回る引受けを余技なくされ、業績の悪化を招来し、良き保険代理人を保持することが困難になると述べている。

さらに巨大危険たとえば「一度のハリケーン、龍巻、大火、暴動が被保険財産の多くを破壊させ得る可能性を考慮すべきである。」<sup>(4)</sup>と述べ再保険機能がとくに巨大危険による壊滅的損害に対応していると論じている。同時に、保険経営も他の企業経営と同様、安定的利益の確保を通して保険経営の安定性に貢献しているのである。つまり、再保険により予期せざる巨大損害を分散したり、損害率をより予測可能なものに接近させることが経営の安定性につながるのである。

また、W.D.Winter は再保険の目的について、保険責任が保険引受市場全体にわたって分散される方法であると述べ、保険者たちは自己の責任分担額に関して個々のリスクについて適切な責任額で、広く危険数を拡大することができると論じている。<sup>(5)</sup>

さらに、B.Benjamin は再保険の目的を次の 5 点に要約している。<sup>(6)</sup>

1. 再保険によって元受保険者は自己の能力以上の巨大リスクを引き受けことが可能となり、保険市場全体の拡大に貢献することになる。  
同時に元受保険者に対して一定の地位を付加することになる。
2. 再保険によって保険金支払額の変動幅を安定させ保険経営を技術的に安定させ得る。
3. 巨大災害に対するリスクの減少。
4. すべての分野における危険の分散を達成すること。
5. 急激な保有契約高の増大による財政上の緊張を再保険により緩和すること。

再保険の目的は論者によってさまざまであるが、その基本は危険の分散と危険の平均化による巨大リスクの引受けと保険経営の安定化にあると言えよう。

すなわち、再保険により元受保険者は自己の保有限度額を超過するよう

な巨大危険の引受けが可能となる。このことは、保険市場全体にとっても市場の拡大を促進させることになる。また元受保険者は再保険によって巨額の損失を回避することが可能となる。これは保険経営における損益の平均化をもたらし、経営の安定につながるのである。さらに再保険はリスクの種類や地域的偏重についても危険の分散をはかる機能を有している。また Benjamin<sup>(7)</sup>の指摘するごとく、再保険取引は元受保険者と再保険者との協力関係とくに金融支援、技術支援を促進させ、ひいては保険市場全体の資質の強化に貢献すると言えるのである。

## 2. 再保険と保有の課題

保険者が自己の引き受けたリスクの一部または全部を自己の計算によって責任を負担することを保有 (retention) とよぶ。それゆえ、保有という概念それ自体は再保険と必然的に結びつく性質のものではない。むしろ、再保険は保険者の保有政策上の有力な技術的手段と考えるべきであろう。その意味においてはじめて、再保険と保有とは密接な関係を持つと言えるのである。

保険者は一般に一回の保険事故によって生ずる保険金の支払いが、自己の担保力の範囲内で適正な水準におさまるよう保有水準を決定する。この保有を超過する額すなわち保有超過額 (surplus) は出再され、再保険者によって責任を分担してもらうことになる。それゆえ、再保険計画がいかなるものであっても、その第一段階は保険者の保有の決定に帰するのである。

ところで、保有を決定するための一般的な原則は存在しない。それは保険者の政策決定に属する分野なのである。<sup>(8)</sup>したがって保有を決定づける主たる要因は保険者の財政状況と当該リスクの性質が基礎となる。具体的には保険者の資産状況、保険の契約件数、年間収入保険料、リスクの状況

および地域別の偏差等が考慮されることになる。

一般に保険経営上、保有は少ない方が安全性の見地からは望ましいし、危険の平準化の観点からも良いであろう。しかし、保有にかかる保険料収入は減少する。逆に保有が大きくなれば保有保険料は増大する反面、安全性すなわち、保険経営上の安定性が損われることになる。一般に良質のリスクほど保有を大きくし、不良のリスクほど保有を少なくするというのは常識的な手法であるが、実務上は保険者は各自、一危険、一地域ごとの引受金額合計についての担保可能額を定めている。すなわち、保有規定を定め、保有表ないしは保有限度表により、その許容範囲内で保有が行われるのである。

たとえば、1リスクについて、どのレベルまで保険者が担保し得るかについては、契約引受け件数、保険金額の均等性の度合、料率の採算性および保険者の担保力とによって総合的に、保有金額ないしは保有割合が決定されるのである。ここで言う保険者の担保力とは広く、資本金、資本準備金、利益準備金等の積立金等をさしたり、普通責任準備金、異常危険準備金、支払備金等の保険契約準備金をさす場合もある。<sup>(9)</sup>いずれにしても保険者の担保力は保有水準の決定に大きな影響を及ぼすのである。

ところで、保有に関してさらに次の2つの要素が考慮されなければならない。<sup>(10)</sup>それはリスクの性質に基づくものであるが、当該リスクとそれが発現する事故との関連性に関する点である。換言すれば、「当該リスクあたり」の保有と「一損害事故あたり」の保有との2つの視点が必要となる。それは地震や暴風、大火などによって生ずるすべての損害事故は保険会社によって引き受けられたリスク群に影響を与えるからである。

この点に関して、G.Rangarajan は石油コンビナートの例をあげて次のごとく述べている。<sup>(11)</sup>精製工場の設計はそれぞれの部門ごとに適切な防火

帶が設置され、各部門は「1リスク」として付保される。ところが、暴風や地震や大爆発事故においては工場の各部門が同時に損害を受ける可能性がある。つまり保有の過程でリスクの集積が生ずるのである。それゆえ、保有の決定にはリスク相互の影響を予測することが不可欠となる。ところが大事故の発生確率、リスク相互の影響の度合い等々は大数の法則等の理論的考察になじまない。したがって保有に関しては保険者の勘と経験の蓄積に依存する部分がきわめて大きいのである。それ故、保険者の保有規定に関しては柔軟性が必要である。すなわち、「一たび保有表が決定されると、変更不可能なものとして固定的に考えられてはならない。保険料収入や他の財源の増加による企業収益の増加に伴ない、保有表は定期的に改正されねばならないし、必要な調整は行われねばならない。」<sup>(12)</sup>のである。

### 3. リスクの集積と保有

保有に際して重視されるべき要素の一つは危険の平均化であろう。すなわち、個々のリスクが一定の要素を基準にして区分される場合、各リスクの保険金額が平均化されれば、大数の法則が働きやすくなる。実務上は、一定の範囲内の保険金額のリスクを集積することで平均化を達成することになる。また、リスクの異なる危険集団の間での相対的な平均化をはかることも重要である。すなわち、Aという危険集団がBという危険集団の2倍の損害発生が予想される場合、Bの保有保険金額をAの2倍程度にして危険集団の間の平均化をはかることも重要である。同時に、危険変動の大きい危険集団については、保有限度額を低く設定することによって、保有額全体への影響を少なくすることも保険経営の安定化のためには必要である。

ところで、科学技術の発展に伴う近年の経済社会はリスクの多様化、巨

大化のみならずリスクの集積危険を内包するに至っている。たとえば火災保険において、その保有額は個々の「一リスクについて」観察され、決定されるのが一般的である。ところが、地震、風水害、暴動のごとき広範囲でかつ壊滅的損害事故が発生する場合、保険者の担保する多数の保有リスクの受ける影響を予測することは不可能である。

この点に関して、Rangarajan は次のごとく指摘している。<sup>(13)</sup> すなわち、この問題は伝統的に大災害を起しがちな地域にはとくに留意すべきである。保険者は当該リスクによる損害発生の可能性が低いところでは保険金額の合計額を基準に、ごく大まかなコンピュータ処理がなされるにすぎない。この点に関しては適切に超過損害再保険 (excess of loss reinsurance) による再保険特約が締結されねばならないと指摘している。

また、彼は海上貨物における最も一般的な保有の決定方法は船腹当りの引受承認金額の合計がそのベースであると述べ、さらに次のごとく指摘する。この方法は実務上は多くの困難な問題を包んでいる。つまり、その保険会社が世界的に活動し、当該保険会社の多数の支店を通して引き受けられたリスクを通して危険の集積が起り得る場合である。これについては、多くの支店が特定の限度まで、船腹当りについてのみ貨物引受承認金額を付与されており、保険会社はさらに組織全体の保有額を合理的な危険の集積レベルに合致させるというシステムをとる。また保有額の一部分は任意保険に出再され、さらなるリスクの集積に対処される。

また、輸送に関しては倉庫を通じてさまざまな種類の危険の集積が発生し得る。たとえば保税倉庫や港湾倉庫には、船積みに際して、貨物が同一の倉庫に保管される可能性がある。そこでは火災をはじめ種々の倉庫危険が存在し、危険の集積が形成される。このことは戦争危険についても同様である。そこでは大災害等の偶発損害に対して超過損害再保険契約が協定

されることになる。

危険の集積の例は多い。たとえば同一の船舶で輸送される場合の船体と貨物との間には危険の集積が生じる。しかしながら最も高度に危険の集積が生じるのは航空輸送に関してであろう。航空機は墜落によって機体、乗客、乗務員、手荷物、貨物、第三者への損害賠償等々の危険の集積を生ずるからである。技術革新は航空機のみならず全輸送システムについて危険の集積度を高めつつある。

また、近年、労働者災害保障事業に関しても危険労働、過重労働等、危険の集積度の高い労働は増加する一方である。さらに製造物責任に関するリスクは薬品、食品をはじめとして危険の集積度が高くかつ社会的関心の高い分野である。これらは経済の発展に伴い世界市場に対して同時に巨額なリスクを負うことになるのである。

結局、保有政策の目的は保険者の損害額を一定額に制限することにある。<sup>(14)</sup>「一事故あたり」の全損害額を予測することは不可能に近い。これは今日危険の集積の高度化に伴いますます困難となってきた。しかし我々は「一リスクあたり」の損害額を制限することは可能である。ここから出発して、たとえば一定範囲における危険の集積を監視するシステムを構築していくことによって、システム全体としての危険の集積のコントロールへ接近していくことは可能である。

### (3) 再保険の方式

#### 1. 再保険の形態上の変遷

再保険の直接的目的は「危険の分散」と「危険の平均化」にあった。そして、その出発点は任意再保険(facultative reinsurance)でありそれがや

がて元受保険者と再保険者との間での継続的契約関係に発展したのであった。すなわちこれが特約再保険 (treaty reinsurance) である。

R.L.Carter は、初期の保険業者は自分たちの担保可能限度内の保険契約に固執し、再保険そのものの必要性の発生を回避したと述べている一方で、再保険による事業機会の拡大に、初期の保険者達が全く無知で、無関心であったというのは正確性を欠くという Golding の見解を紹介している。<sup>(15)</sup>しかし Carter の論するごとく、現実の記録はこの点に関しては全く存在しないのである。しかしながら、初期の再保険は元受保険者が事業機会の拡大を意図し、再保険者に広くアンダーライティングを求める任意再保険から出発したのは疑いのないところである。任意再保険においては主として再保険者の側に意思決定権があり、保険金額、保険料率をはじめ当該リスクや特定のリスクの諾否に至るまで再保険者の側に選択権が存在する。そのため再保険契約が締結できなかつたり、再保険者との交渉に長期間を要する場合もあり得る。とりわけ再々保険においてはその完結までに長期の交渉期間を要する。そのため今日任意再保険は特定の危険や長期再保険契約について、自動的にカバーが得られなような船体や貨物を付保するために限定的に行われるに過ぎない。<sup>(16)</sup>

一方、経済発展に伴い、必然的にリスクも増大し、元受保険金額も巨額化することとなった。その結果、元受保険者はまず保険契約を締結して、一時的にもせよ全リスクを保有したまま危険の分散を意図して再保険交渉に入るという企業危険をおかすことは不可能となった。そのためには特約再保険 (treaty reinsurance) により、事前に再保険者と危険分散のための特約を締結しておく必要がある。そして、この特約再保険の存在は元受保険者の元受能力の大部分を形成し機能するのである。経済規模の拡大に伴ない、この面での再保険機能はきわめて重要であり巨大リスクで大数の法

則の働きにくい航空危険、原子力危険、石油コンビナートの火災、地震等のリスクにはとくに不可欠の存在である。<sup>(17)</sup>したがって、これらの保険商品の開発自体も再保険を予定して行われているのである。

## 2. 再保険の形態と機能

再保険はさまざまな観点からの分類が可能である。たとえば出再保険の割合によって一部再保険と全部再保険に、再保険の性質によって一般再保険と特殊再保険に、その機能と目的の程度によって原始的再保険と近代的再保険に、さらに任意再保険と特約再保険等に多様な分類がなされる。ここでは、一般的な分類方法によって、(a)任意再保険(facultative reinsurance) (b)特約再保険(treaty reinsurance) (c)オープンカバー(open cover) (d)再保険プール(reinsurance pool)に分類する。

(a)任意再保険 これは再保険の原形とも言うべき形態であって、元受保険者の申し出を受けた再保険者は当該リスクや保険料率等の条件を判断し、引受け可能であれば再保険契約が締結される。すなわち、再保険者にとっては契約締結は任意であるが、当該リスクの性質に未知の部分が多く逆選択の危険が多い。したがって再保険者は当該リスクを精査することはもとより、元受保険者の保有額、保有割合等を調査し契約締結の資料とすべきである。なお、任意再保険は再保険者の保有金額を自由に調節できるという利点がある反面、リスク毎に契約が必要であるため、事務手続は複雑となり、また契約が成立するか否かにつき不安があり、さらに完結するまでの元受保険者のリスク負担とタイム・ラグが生じるという欠点が存在する。

(b)特約再保険、前述の任意再保険の欠点をカバーするため、元受保険者と再保険者との間で事前に取引内容や条件を特約しておき、その条件に従って継続的、自動的に行われる再保険である。この特約再保険においては、

特約に従い元受保険者は出再保険が義務づけられているが、再保険者も受再が義務づけられている。そのため再保険者は経営成績上、リスクあたりの利益は期待できず、むしろ、単位期間あたりの再保険の全体としての利益に依存することになる。そのため元受保険者と再保険者との信頼関係が前提となり、技術的には両者の利害が一致する方式が取られることになる。たとえば、元受保険者の保険金額の一定額は保有を義務づけられるという規定もこのためである。<sup>(18)</sup>

この特約再保険はさらに次の通り細分される。①比例再保険特約 (quota share treaty) ②超過額再保険特約 (surplus treaty) ③超過損害額再保険特約 (excess of loss treaty) ④超過損害率再保険 (stop loss ratio cover)。

①の比例再保険特約は出再保険者の保険契約の一定割合を出再し、再保険者はこれを受再することを義務づける特約で、再保険者は出再保険者の保険金額の一定割合を受再でき、かつ逆選択の危険も少いという利点がある。②の超過額再保険特約は出再保険者の保有限度額を超過した契約について出再し、再保険者はこれを受再する義務を負う特約で、特約再保険の中で最も一般的な特約である。ただし、①の比例再保険との相違点は保有限度内の物件については全く出再されない点にある。③の超過損害額再保険特約は元受保険者に生じた損害額が一定額を超過した場合、その超過した損害額については再保険者の負担とする特約である。これは理論的には第2次危険再保険に属する。したがってこの再保険料率は元受保険料の料率とは別の基準により設定される。④の超過損害率再保険特約はストップ・ロス再保険とも言われ、元受保険者の年間の損害率が一定割合を超過したとき、その超過部分を再保険者が負担する特約である。これによって出再保険者は約定された一定割合の営業成績を得ることが可能となる。<sup>(19)</sup>

## (c) オープン・カバー (open cover)

これは出再保険者は出再に関しては任意であるが、受再保険者は一定の限度までは受再が義務づけられる特約である。この方式は任意再保険と特約再保険の結合した形態であるということができる。

## (d) 再保険プール

多数の保険者が共同で再保険を受再する方式で、とくに危険率が高く通常の料率では引受困難なリスクや新種のリスクで統計的資料の少ないリスク、国内の保険事情等で統制的、協調的引受けを必要とするリスク等に採用される。具体的には原子力保険、航空保険、油濁賠償責任保険、機械保険などにこの形態が採用される。

なお、再保険は責任分担の方法により次の2つ的方式に分類される。

## (a) 比例割合再保険 (proportional reinsurance)

## (b) 非比例割合再保険 (nonproportional reinsurance)

まず(a)の比例割合再保険は元受保険者は再保険者と共に保険料及び発生した損害の両方を比例割合基準で分担しあう方式である。たとえば、再保険者が元受保険料の30%の配分を受ける場合、保険金支払いの際には30%の支払い義務を負うという契約である。この方式はさらに①比例再保険特約 (quota share treaty) と②超過額再保険特約 (surplus share treaty) に分類される。①の比例再保険特約は元受保険金額すべてについて、その金額の多寡にかかわらずその一定割合を必ず出再し、再保険者は受再の義務を負うものである。この方式は未知のリスクの場合や、保険者のアンダーライティング能力が不十分な新規の保険者によって用いられる場合が多い。なお受再者側には責任額に一定の制限が設けられることが多い。また、この方式は全ての保険料の同一割合が再保険者に支払われ、損害額の同一割合が再保険者から回収されるというように、その管理方式が最も単純で

あるため、きわめて実務的な手法であるといえる。

次に、②の超過額再保険特約は出再保険者は自己の保有限度額を超過した金額を出再することを約し、再保険者は受再の義務を負う特約である。たとえば出再保険者は75,000ドルの保険契約額のうち、自己の保有限度額50,000ドルを保有し、残りの25,000ドルを出再する場合、再保険者には3分の1の保険料が配分され、損害発生の際にも保険金の3分の1の支払いが義務づけられる。<sup>(20)</sup>このように、比例割合再保険は出再保険金額と受再保険金額との割合が基準となるため金額再保険ともよばれる。

#### (b)非比例割合再保険

出再保険者の支払保険金が予め約定した一定額ないしは一定の損害率を超過した場合、この超過分を受再保険者が負担する方式。この方式には①超過損害額再保険特約 (excess of loss treaty) と②超過損害率再保険特約 (stop loss ratio treaty) の2種がある。いずれの方式も約定された損害額もしくは損害率を超過した部分を再保険者が負担するため、保険料の配分割合と保険金の分担割合が非比例割合になるのが特徴である。損害を基準とするこの非比例割合再保険の2方式は損害再保険ともよばれ近年多用されている。

以上、再保険の種類について若干の分析を行ったが再保険契約の方式からすれば、特約再保険 (treaty reinsurance) が今日の経済社会に優れて合致していることは言うまでもない。リスクの巨大化、多様化は再保険カバーの必要性を増加せしめたのみならず、契約の完全性、迅速性は保険経営上不可欠である。しかしながら特約方式は全リスクをカバーし得ない。例えば自動的に再保険カバーが得られないリスク、新種のリスク等については個別に任意再保険の交渉が必要となるが、これはあくまでも補助的手段にすぎないのである。

ところで特約再保険は基本的には出再保険者と受再保険者の双方の信頼関係が前提となる。一方が特に有利な立場を維持し続けることは契約の継続性を破壊することになる。そのため、技術的には両者の利害の一致を求めて、各種の方式が模索され開発されて来たのである。

特約方式のうち、受再者側に一定の引受を義務づける言わゆる義務的再保険はリスクそれ自体に未知の部分が多く、かつ統計上把握が困難で、したがって大数の法則が働きにくいものに適している。新規に開発された保険商品、原子力危険、地震危険等はこれに属する。このうち、超過額再保険特約 (surplus treaty) は一般に元受保険者に有利である。つまり、元受保険者の保有限度を超過した部分については再保険者が受再の義務を負うのであるから、今日のごとく 1 リスク当たりの保険金額の巨大な物件については出再をくり返し再保険者に危険の分散をしながら引受けを消化するこの方式は今日、最も一般的な方式となっている。

一方、比例再保険特約 (quota share treaty) は一般に再保険者に有利と考えられる。すなわち、元受保険者は保険金額の一定割合は必ず出再し、再保険者はこれは受再する義務を負うのであるから、再保険者は逆選択の心配が少なく、出再者の知識と経験をふまえたアンダー・ライティング能力に依存することが出来る。とくに未知のリスクや新しい保険種目に関しては再保険者にとっては大きなメリットとなる。またこの方式の性質上、事務処理がきわめて簡単で迅速に処理出来る点は何よりの利点となる。それは今日、リスクの巨額化、多様化によって事務処理は益々煩雑さを加え、したがって事務経費は増大する傾向にあり、経費削減という点からも重視される。そして何よりも重要なのは再保険を通して出再保険者と受再保険者との間で、利害を共有するため、さまざまな技術協力が可能となるということである。保険技術は長期の経験の蓄積の上に成立している。出再・

受再保険者相互の協力関係は業界全体にとっても不可欠である。

なお、超過損害額再保険、超過損害率再保険は出再保険者の経営成績を一定の範囲に安定させることを主たる目的としているが、とくに未知のリスクや巨大リスクたとえば第三者リスク、大火、地震リスクなどに適している。

なお、特約再保険の一種で、交換再保険 (reciprocal reinsurance) がある。これは出再による保有保険料の減少を相手方からの受再によって補う目的で行われる再保険取引である。さらに、再保険市場において合理的で調和の取れた保有契約高が望まれる場合にも、この取引が行われる。<sup>(21)</sup>

#### (4) 再保険の今日的課題

##### 1. 巨大リスクと未知のリスクへの対応

今日の経済活動はその高度化に伴い、国際化の度合いを一層強めつつある。これは同時に、わが国の企業が諸外国との企業競争や、地域社会との間で深刻な問題を生起せしめる可能性を増大させることとなる。これらの企業リスクはその直接的原因が政治・経済的リスクのみならず、歴史的・社会的風土から派生する要因も多く、それ故企業リスクそれ自体も諸要因が複雑に関連した複合的な存在とみなければならない。したがってこれらは時として巨大損害をもたらす可能性を内包しており、われわれにとって常に新しい、未知のリスクでもある。

一方、国内においても自然災害のみならず技術の高度化はそれ自体、新種のリスクを生ぜしめた。原子力危険、環境危険、都市の集積危険などの種類は多方面に及んでいる。また、今日、市民の経済的・社会的地位の向上は自らの権利意識の自覚と高揚を生み出した。そこでは新しく「責任

「リスク」が重視されることとなった。すなわち、製造物責任、会社役員の賠償責任、公害責任、知的所有権に関する賠償責任等がこれにあたる。これらはリスクの発生率は比較的低く、そのためその存在が看過されやすい。しかし一たび事故が発生した場合、きわめて巨大な損害をもたらし、企業経営そのものを危機に落しいれる性質を有している。それ故、これらは「忍び寄る巨大危険」と称されるのである。<sup>(22)</sup>

これらのリスクの多様化、巨大化に対して一般企業におけるリスク管理の重要性はもちろん保険者のサイドでは保険商品の開発、改良はもとより、キャパシティーの増大による保険カバー能力の向上が望まれるところである。

## 2. わが国の再保険の課題

危険の分散をはかりそれによって危険集団の危険の平均化をはかるところに再保険機能の主たる目的が存在する。上述の巨大リスクや未知のリスクに再保険機能は不可欠の存在と言える。しかしながら保険史上、再保険が初期の段階で行われたとは考えにくく、むしろ共同保険方式が先行して採用されたと考えられる。この方式はリスクを分割して各保険者に直接配分して消化する方法で、時として再保険網の完備していなかった時代には巨大リスクの消化に利用されたが、今日では実務上は再保険と併用して行われることが多い。つまり再保険が真に発展をとげるには再保険網が国際的な広がりを持ち、保険者相互の協力関係が国際的規模へ発展することが不可欠であったのである。

現在、世界の損害保険会社は国内で元受けした巨大リスクのうち、自己の保有限度を超過する部分に関して、危険の分散をはかるため国際再保険取引を行っている。

ところでわが国の国際再保険取引は損害保険事業の分野でも世界第2位の損害保険市場を背景に重要な地位を占めるようになった。しかしながら、わが国の再保険の歴史は欧米諸国に比して短く、そのノウハウの蓄積も十分であるとは言えない。出再技術の向上はもとより、受再能力の確保はわが国の保険業界のみならず、日本経済にとってもきわめて重要である。

出再保険についてみると、わが国の損保各社は前述のごとくリスクの巨大化、多様化により地震、風水災をはじめ巨大リスクの引受けが要請されているが、まず国内における補償機能を十分に遂行できることが必要となる。それとともに広くリスクの分散をはかり自社の経営の安定をはかることも不可欠となる。その場合、リスクの巨大化は今後益々すすむと考えられ海外との良好な保険取引関係を構築することが必要となる。近年わが国の出再保険料は2,400億円規模に達し、優良な出再先と長期的・継続的な取引関係を維持することはわが国の経済にとっても不可欠となっている。

ところで平成2年度までは出再保険料が受取再保険金を上回っている。これは国内での大災害が少なかったことによる支払超過である。平成3年度は台風19号等による巨大損害発生のため受取再保険金が3千億円を超過し収支はプラスとなった。そのため再保険料の増加を招来し、平成4年以

表1 出再保険収支の推移 (単位: 億円)

年度	出再保険料 (支出)	受取再保険金 (収入)	収支
平成2	1,642	1,358	△284
平成3	1,939	3,068	1,129
平成4	2,454	1,729	△725
平成5	2,542	1,576	△966
平成6	2,467	1,238	△1,230

注. 受取再保険金には、再保険手数料を含む。

(出所、日本損害保険協会、「ファクトブック1995、日本の損害保険」P.38)

表2 受再保険収支の推移 (単位: 億円)

年度	受再保険料 (収入)	支払再保険金 (支出)	収支
平成2	2,271	2,845	△574
平成3	2,433	2,893	△460
平成4	2,380	2,883	△503
平成5	2,095	2,410	△315
平成6	1,922	1,977	△55

注. 支払再保険金には、再保険手数料を含む。

(出所、同左, P.38)

降は支払超過の情況にある。(表1参照)

一方、受再保険取引については、海外市場の悪化、とくにアメリカの保険危機 (insurance crisis) の影響により昭和57年以降、支払保険料が受再保険料を超過し、赤字となっている。とくに平成元年以降、わが国も含め巨大自然災害が多発し、世界の再保者の保険金支払は増大し、再保険料率の増大、引受け能力の低下を来たしている。なお、平成6年度には慎重なアンダーライティングにより赤字幅の縮小をみている。(表2参照)

今日、受再の収支改善はわが国損保各社の重要な課題となっているところであるが、いうまでもなく受再の収支改善の基本はアンダーライティング能力の強化にある。そのためには長期にわたるノウハウの蓄積もさることながらリスク判断に関わる正確で、豊富な情報とそれに基づく迅速、適確な判断が必要とされる。そのため近年わが国損保各社が世界の拠点に再保険関係会社を設立し、リスク情報の集収にあたっているのは当を得た判断であろう。<sup>(23)</sup>あわせて、海外再保険取引においては専門性の高い分野でもあり再保険技術に精通し、世界の再保険市場に明るい人材が必要であり、そのための共同の人材養成機関についても長期的視野からその設置が検討されるべきである。<sup>(24)</sup>

なお、62年の保険審議会の答申にもみられるごとく事務処理コストの軽減と効率化を目的とした共同事務処理機構の設立も意義あるものと考えられる。

なお、再保険市場は今日、基本的にはグローバルな存在である。わが国の再保険契約の多くがロンドンのブローカを通じることが多いのはロンドンが再保険の中心的地位を占めているのみならず、背後に優れた再保険ブローカー (reinsurance broker) の存在がある。<sup>(25)</sup>再保険取引の数量や金額の増大に伴ない、また交換再保険 (reciprocity) の効率的な獲得にあた

っても、保険ブローカーの専門化形態としての再保険ブローカーの育成が今後、期待されるところである。

いずれにしても再保険は保有政策の重要な手段であることは疑いのないところである。また、Rangarajan の言うごとく保有に関してはそれを決定する一般的原理も存在し得ないのである。<sup>(26)</sup> すなわち、それは優れて政策に関わる分野なのである。保険経営の独自性がとくに要請される今日、再保険を含む広範なアンダーライティング能力の開発が必要と思われるのである。

つぎに、生命再保険に関してであるが、従来この分野については個人を対象とする家計分野であるため、保険金額も損害保険に比べて低くまたリスクそれ自体も独立しており、把握が比較的容易であるため利用の度合は少なかった。そのため生命再保険は欧米諸国においても1850年代以降になってはじめて開始された。ちなみに、損害保険の分野では火災再保険、海上再保険はすでに開始されており、ニューヨークの Eagle Fire 社の火災再保険は早くも1813年に開設されている。<sup>(27)</sup>

一方、わが国では1935年（S.10年）協栄生命再保険株によって、標準下体保険（insurance of substandard lives）の再保険が開始された。これは医的に標準下体（弱者）である者を担保した標準下体保険の再保険であり、危険の分散を質的な側面から行ったものである。量的な危険の分散である高額契約の再保険は遅れて1943年（S.18年）の開始となった。<sup>(28)</sup> この生命再保険の分野に関しても、生命保険契約の高額化、保険商品の多様化、総合化に伴う新しいリスクへの対応という観点から今後注目されるところである。

## (5) 結び

リスクの巨大化、多様化の傾向は近年の保険環境の特徴と言ってよい。とくに保険の成立基盤である大数の法則になじまないリスクへの対応策は重要である。同質危険の集団を形成し大数の法則を機能させるには元受保険のみでは不可能である。再保険取引によって広く国際的に「リスクの分散」と「リスクの平均化」をはかることによってはじめて同質危険の集積を達成し、大数の法則を機能させることが可能となるのである。同時に再保険は元受保険者のキャパシティーを増大させ、保険市場全体にわたって、巨大危険や新しく未知の危険に関して市場の拡大を促進させることができるのである。

ところで再保険は保有政策上の有力な手段であり、その意味において再保険の前段階は保有の決定である。この保有を決定づける要因はすぐれて保険者の経営政策に属する分野である。したがって一般原則の形成は困難であるが、具体的には保険者の資産情況、保険の契約件数、年間収入保険料、リスクの情況および地域別の偏差がその要素と考えられる。いずれにしても保険者の担保力とリスクの情況が保険者の保有水準の決定に重要な役割をはたすのである。

ここで近年とくに重視されるのは保有の過程におけるリスクの集積の問題である。とくに巨大事故の発生確率やリスク相互間の影響の度合等は大数の法則をはじめとする理論的考察になじまない。したがって保有や再保険のアンダーライティングにあたっては保険者の能力と柔軟性が要求されると同時にリスクの集積を監視するシステムの構築がそれぞれのレベルで必要となろう。技術の進歩はそれ自身、リスクの巨大化のみならずリスク

の集積度を高めつつあるからである。

ところで再保険の方式も任意再保険から特約再保険へ、さらにはいくつか特約の組み合せによる方式へと多様化がすすんできた。とくに超過損害再保険特約を付帯することによって出再保険者の経営成績の安定をはかる傾向が多いのも、近年の第三者リスク、地震リスク等の未知のリスク、巨大リスクの増加が背景にある。

また、再保険市場は今日、グローバルな存在であり、とくにわが国の場合、受再保険の収支改善は緊急な課題となっている。適確で迅速なリスク情報の収集と再保険の慎重なアンダーライティングが今日、ますます必要と考えられるのである。

#### 〈注〉

- (1) Frederick G.Crane, "Insurance Principles and Practices,"1980, p.412  
また William D.Winter はその著 "Marin Insurance,"1952, p.351 において「再保険は原理的に他のいかなる保険とも異なる。」と論じている。
- (2) F.G.Crane, op. cit., p.413
- (3) op. cit., pp.413～414
- (4) op. cit., p.413
- (5) W.D. Winter, op. cit., p.351
- (6) B.Benjamin, "General Insurance,"1977, p.206
- (7) op. cit., p.207
- (8) G.Rangarajan, "The Theory and Practice of Reinsurance", 1979, p.50
- (9) 安田火災海上保険㈱火災新種業務部編「火災保険論」1995, p.20
- (10) G.Rangarajan, op. cit., pp.55～56
- (11) op. cit., pp.55～56
- (12) op. cit., p.57
- (13) op. cit., p.58～59
- (14) op. cit., p.60
- (15) R.L.Carter, "Reinsurance", 1983, p.12
- (16) Robert H.Brown and Peter B.Reed, "Marin Reinsurance", 1981,p.3

- (17) op, cit., p.7 および保険研究所「保険辞典」1987, p.332
- (18) 保険研究所, 前掲書, p.675
- (19) Mehr, Cammack, Rose, "Principles of Insurance", 1985,p.648 および Emmett J. Vaughan, "Fundamentals of risk and insurance," 1986,p.116
- (20) Mehr, Cammack, Rose, op. cit., p.647
- (21) G.Rangarajan,op.cit.,p.46
- (22) 宮澤南夫「新産業シリーズ, 損害保険」1993, pp.118~138
- (23) 宮本英利, 山本孝之編「損害保険21世紀へのビジョン」p.212
- (24) 保険研究会編「新しい時代を迎えた損害保険事業のあり方—保険審議会答申一」S.62, pp.36~37
- (25) R.L.Carter, op.cit., p.27
- (26) G.Rangarajan, op.cit., p.50
- (27) R.L.Carter, op.cit., pp.16~17
- (28) 保険研究所, 前掲書, p.481